

障害者福祉課

議案第13号

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

国の「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）等の一部改正を踏まえ、港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年港区条例第54号。以下「通所基準条例」といいます。）及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年港区条例第55号。以下「入所基準条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

改正児童福祉法において、「福祉型」と「医療型」に分かれていた児童発達支援の類型の一元化や、障害児入所施設に入所している児童等が地域生活等へ移行する際の責任主体の明確化などが規定され、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことを踏まえ、通所基準条例及び入所基準条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 通所基準条例、入所基準条例に共通の内容

- ア 児童発達支援管理責任者は、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、心身ともに健やかに育成されるよう適切な支援内容を検討しなければならないことを明文化します。
- イ 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないことを明文化します。
- ウ 障害を治すもの、克服すべきものとして捉えるのではなく、子どもが内面的に持つ力を発揮できるよう本人の発達等を支援するという趣旨で、「指導」「訓練」という文言を「支援」に変更します。

(2) 通所基準条例のみの内容

- ア 障害児の障害種別にかかわらず支援できるよう、「福祉型」と「医療型（肢

体不自由児を対象)」に分かれていた児童発達支援の類型を一元化するとともに、児童発達支援事業所の人員、設備基準等の類型を一元化します。

イ 指定児童発達支援事業者等は、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョン（包摂）の推進に努めなければならないを明文化します。

ウ 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性や障害の特性などを踏まえた児童発達支援の確保などの観点から、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないことを明文化します。

（3）入所基準条例のみの内容

ア 児童発達支援管理責任者は、障害児が、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画を作成しなければならないことを明文化します。

イ 福祉型障害児入所施設は、新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないことを明文化します。

3 施行期日

令和6年4月1日

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表(第一条関係)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章～第八章 (略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>二～十三 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 医療型児童発達支援</p> <p>第一節 基本方針(第六十六条)</p> <p>第二節 人員に関する基準(第六十七条・第六十八条)</p> <p>第三節 設備に関する基準(第六十九条)</p> <p>第四節 運営に関する基準(第七十条～第七十六条)</p> <p>第四章～第八章 (略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>二～十三 (略)</p>

十四 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第七十七条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第八十九条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第九十七条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十七条に規定する指定生活介護（第六十三条において「指定生活介護」という。）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

2 (略)

(中略)

十四 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十六条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十七条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第八十九条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第九十七条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十七条に規定する指定生活介護（第六十三条において「指定生活介護」という。）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

2 (略)

(中略)

(指定障害児通所支援の事業の指定に係る条例で定める者)

第四条 指定障害児通所支援の事業の指定に係る法第二十一条の五の十五第三項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請を行う者については、この限りでない。

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針

(基本方針)

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、支援又はこれに併せて行う治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(中略)

第七条 (略)

2 (略)

3 | 第一項各号に掲げる従業者及び前項に規定する従業者のほか、指

(指定障害児通所支援の事業の指定に係る条例で定める者)

第四条 指定障害児通所支援の事業の指定に係る法第二十一条の五の十五第三項第一号に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請を行う者については、この限りでない。

第二章 児童発達支援

第一節 基本方針

(基本方針)

第五条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、指導及び訓練を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(中略)

第七条 (略)

2 (略)

3 | 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発

定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

（管理者）

第八条（略）

2 管理者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、

達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。ただし、前項ただし書各号のいずれかに該当する場合には、第三号に掲げる看護職員を置かないことができる。

一 言語聴覚士

二 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 看護職員

二 機能訓練担当職員

（管理者）

第八条（略）

2 管理者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

施設等の職務に従事することができる。

(中略)

(設備及び備品等)

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、区規則で定める基準を満たさなければならない。

に従事することができる。

(中略)

(設備及び備品等)

第十条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第十一条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項に規定する設備は、区規則で定める基準を満たさなければならない。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業

3 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、第一項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(中略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第十三条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、当該障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、当該障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援す

所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

3 第一項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

4 第一項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

(中略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第十三条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、当該障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

る上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第三十一条第四項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂（第三十一条の三において「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

うことができるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならぬ。

7・8 (略)

9| 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならぬ。

10| (略)

(中略)

(通所利用者負担額の受領)

第二十八条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならぬ。

7・8 (略)

9| (略)

(中略)

(通所利用者負担額の受領)

第二十八条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

二 治療を行う場合 前号に定める額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3～5 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十九条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第三十条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童

3～5 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第二十九条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第三十条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童

発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第三十一条 (略)

2| 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3| (略)

4| 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5| (略)

6| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価(次項において「自己評価」という。)を行う

発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第三十一条 (略)

2| (略)

3| (略)

4| 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を

とともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（次項において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

一〇七 （略）

7| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三十一条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（インクルージョンの推進）

第三十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。

（中略）

図らなければならない。

一〇七 （略）

5| 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（中略）

(支援)

第三十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、適切な技術をもって支援を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、支援を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、常時一人以上の当該指定児童発達支援事業所の従業者を支援に従事させなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

4 (略)

(中略)

(通所給付決定保護者に関する区市町村への通知)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅

(指導、訓練等)

第三十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、常時一人以上の当該指定児童発達支援事業所の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

4 (略)

(中略)

(通所給付決定保護者に関する区市町村への通知)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市

滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員(第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。)を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(中略)

(協力医療機関)

第四十一条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く。)は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条第一項において同じ。)を定めなければならない。

(中略)

(安全計画の策定等)

第五十二条の二 (略)

町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員(第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。)を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(中略)

(協力医療機関)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条第一項において同じ。)を定めなければならない。

(中略)

(安全計画の策定等)

第五十二条の二 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>通所給付決定保護者</u>との連携が図られるよう、<u>通所給付決定保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して<u>保護者</u>との連携が図られるよう、<u>保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(中略)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第六十条 基準該当児童発達支援事業所は、<u>発達支援</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項の<u>発達支援</u>を行う場所には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(中略)</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第六十条 基準該当児童発達支援事業所は、<u>指導訓練</u>を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項の<u>指導訓練</u>を行う場所には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(準用)</p> <p>第六十二条 第五条、第八条及び第四節(第十六条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条第一項、第三十四条、第三十六条、第四</p>	<p>(準用)</p> <p>第六十二条 第五条、第八条及び第四節(第十六条、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条第一項、第三十四条、第三十六条、第四</p>

第十五条及び第五十条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

(中略)

第三章 削除

第六十六条から第七十六条まで 削除

第十五条及び第五十条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

(中略)

第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針

(基本方針)

第六十六条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適切することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第六十七条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げ

る従業者を区規則で定める基準により置かなければならない。

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者

二 児童指導員

三 保育士

四 看護職員

五 理学療法士又は作業療法士

六 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員を区規則で定める基準により置かなければならない。

（準用）

第六十八条 第八条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（設備）

第六十九条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。

二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有

すること。

四 階段の傾斜は緩やかにすること。

2 前項第一号から第三号までに掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第一号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第四節 運営に関する基準

(運営規程)

第七十条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- 七 指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他事業の運営に関する重要事項

(利用定員)

第七十一条 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、区規則で定める。

(通所利用者負担額の受領)

第七十二条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるとする。

2| 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき法第二十一条の五の二十九第二項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3| 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定医療型児童発

達支援において提供される便宜に要する費用のうち、区規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第七十三条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る額の支払を受けた場合は、当該指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する区市町村への通知)

第七十四条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達

支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(情報の提供等)

第七十五条 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定医療型児童発達支援を利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(準用)

第七十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条、第三十一条(第四項及び第五項を除く。)、から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「(次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは、「第七十六条において準用する次条、第七十六条において準用する第三十一条第一項及び第七十六条において準用する第

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針

(基本方針)

第七十七条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができ、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(中略)

五十四条第二項第二号において「医療型児童発達支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第七十条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十二条第一項」と、第三十七条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十四条第二項第三号中「第三十八条」とあるのは「第七十四条」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

第一節 基本方針

(基本方針)

第七十七条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができ、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、指導及び訓練を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(中略)

(設備及び備品等)

第八十条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(中略)

(準用)

第八十三条 第十二条から第十五条の二まで、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項及び第五十一条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「(次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第八十三条において準用する次条、第八十三条において準用する第三十一条第一項及び第八十三条において準用する第五十四条第二項第二号において「放課後等デイサービス計画」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、第三十条第二項中「第

(設備及び備品等)

第八十条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(中略)

(準用)

第八十三条 第十二条から第十五条の二まで、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項及び第五十一条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中「(次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第八十三条において準用する次条、第八十三条において準用する第三十一条第一項及び第八十三条において準用する第五十四条第二項第二号において「放課後等デイサービス計画」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、第三十条第二項中「第

二十八条第二項」とあるのは「第八十二条第二項」と、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる[〔]発達支援室[〕]の定員をいう。）[（]とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

第五節 共生型放課後等デイサービスに関する基準

（準用）

第八十四条 第八条、第九条、第十二条から第十五条の二まで、第七十条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十七条まで、第七十七条及び第八十二条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる[〔]発達支援室[〕]の定員をいう。）[（]とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

（中略）

（設備及び備品等）

第八十六条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、[〔]発達支援[〕]を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

二十八条第二項」とあるのは「第八十二条第二項」と、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる[〔]指導訓練室[〕]の定員をいう。）[（]とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

第五節 共生型放課後等デイサービスに関する基準

（準用）

第八十四条 第八条、第九条、第十二条から第十五条の二まで、第七十条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十七条まで、第七十七条及び第八十二条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員（第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる[〔]指導訓練室[〕]の定員をいう。）[（]とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

（中略）

（設備及び備品等）

第八十六条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、[〔]指導訓練[〕]を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する[〔]発達支援[〕]を行う場所には、[〔]支援[〕]に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(中略)

(準用)

第八十八条 第八条、第十二条から第十五条の二まで、第十七条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十四条まで、第六十三条から第六十五条まで、第七十七条及び第八十二条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員(第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる[〔]発達支援室[〕]の定員をいう。)」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第九十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条(第六項及び第

2 前項に規定する[〔]指導訓練[〕]を行う場所には、[〔]訓練[〕]に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(中略)

(準用)

第八十八条 第八条、第十二条から第十五条の二まで、第十七条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十七条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条から第五十四条まで、第六十三条から第六十五条まで、第七十七条及び第八十二条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第三十九条中「定員(第十一条第二項に規定する区規則で定める基準として定められる[〔]指導訓練室[〕]の定員をいう。)」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第九十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条(第四項及び第

七項を除く。)まで、第三十一条の二、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三第一項、第五十三条及び第五十四条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項及び第十三条(第一項、第三項、第八項及び第九項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第四項中「第三十一条第四項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂(第三十一条の三において「インクルージョン」という。)の観点を踏まえた」とあるのは「第三十一条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第九十四条第二項」と、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第四十七条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第一百一条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条

五項を除く。)まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三第一項、第五十三条、第五十四条及び第七十五条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項及び第十三条(第一項、第三項及び第八項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第九十四条第二項」と、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(中略)

(準用)

第一百一条 第十二条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条

から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条(第四項を除く。)まで、第三十一条の三、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十四条まで、第四十六条から第四十九条まで、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三第一項、第五十三条、第五十四条及び第九十三条から第九十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中(次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第百一条において準用する次条、第百一条において準用する第三十一条第一項及び第百一条において準用する第五十四条第二項第二号において「保育所等訪問支援計画」と、第十三条第四項中「第三十一条第四項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂(第三十一条の三において「インクルージョン」という。)の観点を踏まえた」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂(第三十一条の三において「インクルージョン」という。)の観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「(第百一条において準用する第五項中「担当者等」とあるのは「(第百一条において準用する第九十四条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第一項」と、第三十条第

から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条(第四項及び第五項を除く。)まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十二条から第四十四条まで、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三第一項、第五十三条、第五十四条、第七十五条及び第九十三条から第九十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第二項中(次条、第三十一条第一項及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第百一条において準用する次条、第百一条において準用する第三十一条第一項及び第百一条において準用する第五十四条第二項第二号において「保育所等訪問支援計画」と、第十七条第一項中「運営規程」とあるのは「第百一条において準用する第九十五条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第二十七条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第一項」と、第三十条第二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第二項」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第九十三条中「、居室」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。

二項中「第二十八条第二項」とあるのは「第百一条において準用する第九十四条第二項」と、第三十一条第六項中「を受けて」とあるのは「及び訪問先施設による評価（次項において「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第四十二条第一項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第四十七条第一項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第九十三条中「、居室」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。

第七章 多機能型事業所に関する特例

（従業者の配置の基準に関する特例）

第百二条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項及び第二項、第七條、第七十八條第一項及び第二項、第九十條並びに第九十八條の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七條中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十八條第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多

第七章 多機能型事業所に関する特例

（従業者の配置の基準に関する特例）

第百二条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項及び第二項、第七條、第六十七條、第七十八條第一項及び第二項、第九十條並びに第九十八條の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七條中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十七條第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とある

機能型事業所」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第九十条中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第九十八条中「事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(中略)

(電磁的記録等)

第二百五条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第十八条第一項（第五十八条、第六十二条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第一百一条において準用する場合を含む。）、第二十二条（第五十条、第六十二条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十条、第六十二条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十

のは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十八条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第九十条中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第九十八条中「事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(中略)

(電磁的記録等)

第二百五条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第十八条第一項（第五十条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第一百一条において準用する場合を含む。）、第二十二条（第五十八条、第六十二条、第七十六条、第八十三条、

六条及び第百一条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(後略)

付則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設

第八十四条、第八十八条、第九十六条及び第百一条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(後略)

備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三十一条の二（改正後の条例第五十八条、第六十二条、第八十三条、第八十四条、第八十八条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第三十一条の二中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 指定入所支援費用基準額 法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>六 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下この号及び第五十四条第二項第二号において同じ。）につき法第二十四条の二十第二項各号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療</p>	<p>（前略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 指定入所支援費用基準額 法第二十四条の二第二項第一号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>六 入所利用者負担額 法第二十四条の二第二項第二号（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下この号及び第五十四条第二項第二号において同じ。）につき法第二十四条の二十第二項各号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療</p>

費の額を控除して得た額の合計額をいう。

七十九 (略)

十一 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第四十六条第三項において同じ。）及び児童相談所設置市（法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。第四十六条第三項において同じ。）を含む。次条第三項を除き、以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十四第三項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。

2 (略)

(指定障害児入所施設的一般原則)

第三条 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

費の額を控除して得た額の合計額をいう。

七十九 (略)

十一 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第四十六条第三項において同じ。）及び児童相談所設置市（法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。第四十六条第三項において同じ。）を含む。次条第三項を除き、以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項（法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。

2 (略)

(指定障害児入所施設的一般原則)

第三条 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、当該入所支援計画に基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、当該指定入所支

法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第三項、第八条及び第四十五条において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（第八条及び第二十六条第一項において「移行支援計画」という。）を作成し、当該入所支援計画に基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、当該指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 (略)

3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、特別区及び市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

(中略)

援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 (略)

3 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、特別区及び市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第四十五条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 (略)

(中略)

(従業者の配置の基準)

第五条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設には、前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(第五十三条第二項第一号及び第五十六条において「自閉症児」という。)を入所させるものである場合にあつては医師を、心理支援を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理支援を行う場合にあつては心理担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。

3 心理担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第二節 設備に関する基準

(設備の基準)

第六条 (略)

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 (略)

(従業者の配置の基準)

第五条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設には、前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(第五十三条第二項第一号及び第五十六条において「自閉症児」という。)を入所させるものである場合にあつては医師を、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合にあつては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあつては職業指導員を、それぞれ区規則で定める基準により置かなければならない。

3 心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第二節 設備に関する基準

(設備の基準)

第六条 (略)

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 (略)

- 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3～5 (略)

(中略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第八条 児童発達支援管理責任者は、次項から第十一項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、当該障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、当該障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、

- 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3～5 (略)

(中略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第八条 児童発達支援管理責任者は、次項から第八項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、当該障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3・4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、当該障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

6～8 (略)

9 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、当該障害児について、アセスメントを行い、当該障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行を支援する上で必要な支援内容を検討しなければならない。

10 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取

3・4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

6～8 (略)

組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

11| 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、当該移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、当該移行支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。

12| 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

13| (略)

14| 第三項、第五項及び第六項の規定は、第九項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

15| 第三項、第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定は、第十一項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

(中略)

(指定入所支援の取扱方針)

第二十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支

9| (略)

(中略)

(指定入所支援の取扱方針)

第二十六条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うと

援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3| 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

4| (略)

5| (略)

(中略)

(支援)

第二十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、適切な技術をもって支援を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、支援を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る

とともに、指定入所支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2| (略)

3| (略)

(中略)

(指導、訓練等)

第二十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る

入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設
の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

4 (略)

(中略)

(協力医療機関等)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に
対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七
項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定
指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規
定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感
染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）
の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医
療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間
で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
ない。

(中略)

入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設
の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

4 (略)

(中略)

(協力医療機関等)

第三十八条 (略)

2 (略)

(中略)

(従業者の配置の基準)

第五十二条 指定医療型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を、区規則で定める基準により置かなければならない。

一・二 (略)

三 心理支援を担当する職員（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

四・五 (略)

2・3 (略)

第二節 設備に関する基準

(設備の基準)

第五十三条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならぬ。

一 (略)

二 支援室

三 (略)

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備については、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

(従業者の配置の基準)

第五十二条 指定医療型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を、区規則で定める基準により置かなければならない。

一・二 (略)

三 心理指導を担当する職員（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

四・五 (略)

2・3 (略)

第二節 設備に関する基準

(設備の基準)

第五十三条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならぬ。

一 (略)

二 訓練室

三 (略)

2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあつては、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備については、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

<p>1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三十一条の二（改正後の条例第五十八条、第六十二条、第八十三条、第八十四条、第八十八条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第三十一条の二中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の支援に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(後略)</p>
---	---